

大阪地裁の判決を尊重し、老朽原発の再稼働反対等を求めて

避難所さえ公表せず、住民はどこに避難するのか分からない

〔長浜市の回答〕

- * 県内避難所マッチングはやっと最近できた。すぐには公表しない。避難先と調整が必要
- * コロナ禍の避難：
濃厚接触者用の別室は確保できていない。避難先に確認する
施設入所者の避難先施設は決まっていない。バスも福祉車両も県まかせ
- * 再稼働の判断は国がエネルギー政策等を踏まえて決める

12月17日、長浜市に午後4時から申し入れを行った。予定は30分だったが、1時間の申し入れになった。「おい原発止めよう裁判の会」と「避難計画を案ずる関西連絡会」の共同の申し入れで、市民は滋賀から3名と大阪から2名が参加した。対応したのは、長浜市防災危機管理局の古儀（こぎ）副局長（課長）と、原子力安全対策室の井益（いまた）副参事の2名。



滋賀県北部の長浜市は、美浜原発UPZ（約30km圏内）に約26,000人の住民が暮らしている。関電は、老朽原発美浜3号の再稼働を1月に実施する工程を変えていない。そのため最初に、原発の再稼働・避難計画の質問・要望書に回答をもらい、その後、一つひとつについてやり取りした。避難所マッチングと避難所のコロナ対策、要支援者の避難計画等についての回答があまりにも酷く、内容を確認するだけでも時間が掛かり、他の質問や要望に十分な議論ができなかった。美浜原発の再稼働が迫っているため「作れと言われたから作りました」と言わんばかりの避難計画だ。この避難計画では実効性がないどころか、逆に大混乱を起こす。老朽原発美浜3号の再稼働は中止すべきだ。

●避難所のマッチングはやっと完了したが、公表しない

「地区ごとの避難先は決まっているか」という質問に対して、「県内は広域避難計画で草津市、東近江市、甲賀市と決まっている」とだけ回答した。また、広域避難場所は大阪府の拠点避難場所だけが決まっていて、その先は大阪府とは協議しているが決まっていない。大阪府内か和歌山県になると思うということだった。

市民が、地域防災計画に地区ごとの避難所が載っていないことを問うと、「県内避難の避難所マッチングはやっと最近できたが、まだ公表する段階ではない」と返答。そこで、公表しない理由と、どの段階で公表するのかを問うと、「避難先の市町の事情もあり、了解が取れていない」「予定している施設の受け入れが変更になることもあるので、どのタイミングで公表するか難しい」などと弁解がましく返答。市民が「自分がどこに避難するのか、避難する時まで知らないというのはおかしい。速やかに公表すべきではないか」と問うと、「できるだけ早く」と答えたが、次年度の避難計画見直しで公表するかどうかは分からないという曖昧なものだった。

やり取りの中で、このマッチング自体が今年の9月か10月頃にやっとできたことが判明した。他のUPZの自治体は、2014年3月までには作成し公表もしている。長浜だけがこんなに遅れ

た理由を問うと、「誰か分からないが前任者がやらなかったのだと思う」と言い訳をした。恐らく、「美浜原発はすぐには動かないだろう」と高を括っていたのだろう。

●避難所の感染対策個室は未確認。入所者の避難先は未確定。福祉車両等の手配は県まかせ

コロナ禍での避難所のスペースについて尋ねると、「現状は1人に付き3.3㎡だが、余裕をもって計画してあるから大丈夫」と回答。さらに、長浜市のUPZ圏内は毎年1,000人ほどずつ人口が減っているため、4㎡は確保できるだろう」と、人口減少を前提にするなど、あきれてしまう。これが自治体職員の言うことだろうか。

さらに、濃厚接触者や感染疑い者のための個室が各避難所にあるか問うと、「個室の有無は確認できていない」「100以上ある施設を見て回るわけにはいかない」「個別の施設の管理者と相談する」と悠長な返事だった。市民からは、「早急に確認して欲しい」と要望し、市は「確認する」と回答した。

また、施設入所者や在宅の寝たきりの方など要支援者の避難について聞いた。「入所が必要な人は県が調整する」、在宅の寝たきりの人は「一旦、一般の避難所に入ってから福祉避難所へ移動する」と回答。移動には「県が福祉車両を用意する」と、これも県まかせのだった。

「他のUPZ圏内の自治体は入所者の避難先施設が決まっているのに、なぜ長浜は決まっていなないのか」と問うと、「移動できる人が何人いるのか分からない」と答えにならない回答だった。移動できない人は置き去りになるのか、と恐怖を感じた。市民からは早急に要支援者を確認することと、避難先施設を決めることを要望した。

コロナ禍での避難用バスについての質問には、「バスは県が手配することになっていて、必要な台数は確保できていると聞いている。もし足りないときは関西広域連合で確保する」という悠長な回答。原発事故の時、避難するのは長浜の住民だけではないのに、いったいどこからバスが来てくれると思っているのだろうか。

避難計画の見直しについては、「今後の訓練等により見直していく」と、お決まりの言葉を述べるだけだった。

●美浜3号機の再稼働に対しては態度を明らかにせず。大阪地裁判決を軽視

「美浜3号機の再稼働に反対を表明して欲しい」という要望に対しては、「再稼働の判断は国がエネルギー政策等を踏まえて決めるものと考えている」とのみ答えた。

長浜市は12月20日に、美浜3号の再稼働について住民説明会を行う。説明会では、裁判で敗訴した国の説明を一方向的に聞くのではなく、原告住民も発言できるように求めたが、拒否した。判決については、地方裁判所の判断なので、何が正しいのか決まった訳ではない」と発言するなど、判決軽視も甚だしかった。

(12月20日の住民説明会は、参加者は市議や区長に限られたが、それでもわずか50名程だった。

関電の美浜3号の1月再稼働工程に合わせ、雪も厳しい12月に説明会を開いた。住民の意見を聞こうという姿勢もない。福井の原告と長浜市民が「原告団声明」を参加者に配布した。)

●安定ヨウ素剤の事前配布はしない。「内閣府等の報告」の正式版がいつ出るのかは聞く

「安定ヨウ素剤を事前配布して欲しい」という要望には、県と同じく「適切なタイミングで服用が必要。医師、薬剤師の立会い、問診を経て配布する」との回答だった。ただ、内閣府等の報告と規制委員会が出している屋内退避の被ばく低減率の違いは気になっているようで、「正式版」がいつ出されるのか、「県を通じて内閣府に聞く」と答えた。

長浜市宛ての要望書 http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/nagahama_yobo20201217.pdf

2020年12月25日

おおい原発とめよう裁判の会事務局、避難計画を案ずる関西連絡会、避難計画を考える滋賀の会